

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年4月27日

全国健康保険協会秋田支部

支部長 加藤 尊

1 調達内容

(1) 調達件名

情報発信資料（広報印刷物）の作成業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 納品日

仕様書のとおり

(4) 納品履行場所

全国健康保険協会秋田支部

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 仕様書の配布及び見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所、問い合わせ先

秋田県秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

全国健康保険協会秋田支部 企画総務グループ 高橋・澤口

電話 018-883-1841

(2) 仕様書の配布及び内容に関する問合せ先

上記3の(1)と同じ

(3) 見積書の提出期限

令和3年5月14日(金)12時00分まで

4 見積競争方法

契約は、本調達に係る一切の経費を含んだ、総価契約とする。

見積書を提出期限に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜の金額を見積書に記載すること。

5 その他

(1) 見積書には、事業所名称・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

(2) 見積書には、調達物品の本体価格のほか納入等に要する一切の諸経費を含めること。

(3) 提出した見積書の差替え、変更又は取消をすることはできない。

(4) 見積競争結果については、契約業者にのみ電話にて連絡することとする。

(5) 請求に当たっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(6) 予定数量の増減については、意義を述べることはできない。